二十七　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇九の項を次のように改める。

109	削除

第一項の表一四四の項を次のように改める。

144	削除

第一項の表一四七の項を次のように改める。

147	削除

第一項の表二二〇の項を次のように改める。

220	削除

二十八　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九七の項を次のように改める。

97	削除

二十九　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六二の項を次のように改める。

62	削除

三十　平成二十一年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表二の項から一一の項までを次のように改める。

2	(1)　兵庫県相生市矢野町小河1445　(158.85) (2)　兵庫県相生市若狭野町若狭野　(373.50)	北緯34度51分40秒東経134度25分34秒の地点と北緯34度51分06秒東経134度25分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　兵庫県神崎郡福崎町大貫　(422.50) (2)　兵庫県相生市若狭野町若狭野　(373.50)	北緯34度58分10秒東経134度47分47秒の地点と北緯34度51分05秒東経134度25分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1946－1　(78.00) (2)　大阪府泉南郡岬町上考子1469　(295.00)	北緯34度19分18秒東経135度07分35秒の地点と北緯34度17分45秒東経135度09分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　兵庫県南あわじ市湊里　(31.00) (2)　兵庫県洲本市五色町鮎原塔下字堂山1186－2　(452.70)	北緯34度19分28秒東経134度44分30秒の地点と北緯34度21分57秒東経134度49分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　兵庫県洲本市五色町鮎原塔下字堂山1186－2　(452.70) (2)　兵庫県洲本市宇山1－3－4　(30.70)	北緯34度21分58秒東経134度49分53秒の地点と北緯34度20分52秒東経134度52分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　兵庫県洲本市山手2－3－28　(47.50) (2)　兵庫県神戸市灘区土山町45　(206.50)	北緯34度20分24秒東経134度53分52秒の地点と北緯34度43分55秒東経135度14分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	(1)　兵庫県神戸市灘区土山町45　(216.50) (2)　兵庫県西宮市笠屋町26－2　(47.20)	北緯34度44分00秒東経135度14分49秒の地点と北緯34度44分00秒東経135度14分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度43分57秒東経135度15分11秒の地点と北緯34度43分56秒東経135度15分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度43分55秒東経135度15分22秒の地点と北緯34度42分42秒東経135度22分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町大字猪渕字上本滝1－11　(306.00) (2)　兵庫県西宮市塩瀬町名塩字谷口4600　(427.50)	北緯34度52分33秒東経135度20分21秒の地点と北緯34度51分03秒東経135度16分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度51分02秒東経135度16分54秒の地点と北緯34度50分58秒東経135度16分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度50分57秒東経135度16分42秒の地点と北緯34度50分56秒東経135度16分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度50分54秒東経135度16分37秒の地点と北緯34度50分49秒東経135度16分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度50分47秒東経135度16分20秒の地点と北緯34度50分42秒東経135度16分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	(1)　兵庫県丹波市柏原町柏原3254－7　(123.00) (2)　兵庫県丹波市氷上町三原字向山1－49　(815.00)	北緯35度08分13秒東経135度04分16秒の地点と北緯35度08分53秒東経134度57分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町柏原字尾野ヶ嶽1－348　(754.00) (2)　兵庫県丹波市氷上町三原字向山1－49　(815.00)	北緯35度00分30秒東経135度18分49秒の地点と北緯35度00分34秒東経135度18分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度00分36秒東経135度18分33秒の地点と北緯35度08分52秒東経134度57分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域